

平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応にかかる追加給付
業務委託に係る公募型プロポーザル方式による選定結果について

- 1 案件名称
平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応にかかる追加
給付業務委託
契約期間 令和8年5月18日（予定）から令和9年3月31日まで
- 2 選定した委託予定事業者
TOPPAN 株式会社西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部
- 3 公募期間
令和8年2月27日から令和8年3月27日

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果

(1) 選定委員名簿（五十音順、敬称略）

氏名	役職等
氏家 幹夫	公益社団法人大阪社会福祉士会 副会長
島野 顕継	大阪工業大学情報科学部 准教授
高松 留美	大阪産業創造館経営相談室 中小企業診断士

(2) 選定委員会開催日

第1回選定会議 令和8年2月13日

第2回選定会議 令和8年4月17日

(3) 選定基準

選定基準	審査内容	配点
1 基本的事項・ 組織体制	事業目的達成のための基本的な考え方及び事業を円滑かつ安定的に遂行できる組織であるか	10点
	同様・類似の業務実績	5点
2 業務実施	要員の配置・体制・労務管理	10点
	要員教育	10点
3 業務運営	業務設計・準備業務	10点
	運営業務・運営管理業務	10点
	標準処理期間	10点
4 リスク管理	コンプライアンスの基本的な考え方	5点
	市民対応上のトラブル及び緊急時対応に関する基本的な考え方	10点
5 積算の妥当性	労働者の雇用にかかる必要経費等、適法かつ妥当な積算となっているか。	5点
6 データ管理	個人情報を含むデータの滅失や漏洩を防止するための対策は講じられているか。	15点

(4) 審査を行った事業者（五十音順）

大阪市生活保護追加給付業務コンソーシアム

代表者：株式会社博報堂コンタクト&ロジスティクス

構成員：株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム

株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX

株式会社広済堂ネクスト大阪営業所

TOPPAN 株式会社西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部

(全4事業者)

(5) 選定結果（合計点の高い順）

各申請事業者から提出された申請書類を審査した結果、資格要件を満たしており、令和8年4月17日の選定会議における書類審査の内容を踏まえ、各選定委員において評価項目について採点を行い、委員ごとに採点を行った審査結果の報告を受けた。

本市として申請内容を総合的に考慮し、この選定会議の報告を適正なものとして認め、応募のあった事業者のうち最も得点の高かった事業者が、本業務の委託候補として適格性を有すると判断した。

なお、選定会議の審査過程においては、恣意性が働かないよう、応募事業者の商号等を匿名として審査を行った。

選定基準	審査内容	A社	B社	C社	D社
1 基本的事項・組織体制	事業目的達成のための基本的な考え方及び事業を円滑かつ安定的に遂行できる組織であるか	24点	22点	24点	16点
	同様・類似の業務実績	14点	12点	13点	11点
2 業務実施	要員の配置・体制・労務管理	26点	22点	22点	20点
	要員教育	26点	20点	20点	22点
3 業務運営	業務設計・準備業務	24点	22点	20点	16点
	運營業務・運営管理業務	22点	24点	24点	20点
	標準処理期間	22点	24点	22点	22点
4 リスク管理	コンプライアンスの基本的な考え方	13点	12点	12点	13点
	市民対応上のトラブル及び緊急時対応に関する基本的な考え方	26点	24点	18点	24点
5 積算の妥当性	労働者の雇用にかかる必要経費等、適法かつ妥当な積算となっているか。	10点	11点	11点	10点
6 データ管理	個人情報を含むデータの滅失や漏洩を防止するための対策は講じられているか。	36点	34点	33点	36点
合計		243点	227点	219点	210点

(選定委員の評価の合計点)

(6) 附帯意見

- ホームページを作成する場合は、単なる広報を目的としたものにとどまらず、厚生労働省や市が作成するものと差別化を図ることができるものとなるよう、検討すること。